

○財務省令第三十八号

財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第九十二条第一号及び第二号並びに財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)第四百四十九条第一号及び第二号の規定に基づき、調査検査部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

調査検査部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令  
調査検査部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和二十四年大蔵省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十九号

財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)第四百七十三条第二項第一号、第四百八十一条第一号及び第五百二十九条第六号の規定に基づき、国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令  
国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令(昭和五十二年大蔵省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。  
第二条第一号の表の9の項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十三号

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十七号)及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第十一号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

文部科学大臣 馳 浩

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令  
(独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令の一部改正)

第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令(平成十五年文部科学省令第五十九号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令  
第一条中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第一条の三中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改め、「いう。」の下に、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令(平成二十八年政令第十二号)」を加える。

第一条の四中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十六条第一項第四号」を「第十六条第一項第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第十六条第一項第三号」を「第十六条第一項第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十六条第一項第二号」を「第十六条第一項第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 機構法第十六条第一項第二号に規定する施設費貸付事業に関する事項  
三 機構法第十六条第一項第三号に規定する施設費交付事業に関する事項  
第八条第三項中「第十条」の下に「及び第十二条第三項第二号イ及びロ」を加える。  
第十二条を次のように改める。

(会計監査報告書の作成)

第十二条 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員(監事を除く)及び職員  
二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者  
3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第一項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告書を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容  
二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨  
ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由  
三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由  
四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告  
六 会計監査報告書を作成した日

4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更  
二 重要な偶発事象  
三 重要な後発事象